

拡大型指名競争入札の公表

令和4年1月21日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社 八戸管理事務所長 山下 知之

拡大型指名競争入札について、次のとおり公告する。

なお、本件競争入札の入札手続きは、電子入札（東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）電子入札システム利用者登録未了の者にあつては郵送入札）により行う。

なお、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項【指名者・非指名者共通事項】

1-1 契約件名（工事名）	百石道路 市川橋落下物防止柵取替工事
1-2 工事場所	自）青森県八戸市大字市川町 至）青森県上北郡おいらせ町
1-3 工事種別	道路付属物工事
1-4 工事概要	本工事は、百石道路 市川橋（上り線）の既存の落下物防止柵の一部を撤去し、新設の落下物防止柵を設置するものである。 工事概算数量 落下物防止柵工 7 2 m 落下物防止柵撤去工 7 2 m
1-5 工期	契約保証（履行ボンド）取得の日の翌日から360日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

2-1 指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項-2-②ア）に該当するため、拡大型指名競争入札とする。
2-2 契約図書の交付方法等	契約図書：本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。 なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 また、競争参加希望者は、契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。 （1）拡大型指名競争入札の公表（本書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service （2）標準契約書案 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【土木工事契約書】を使用すること （3）入札者に対する指示書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ ① 以下の②以外の者（指名者・非指名者共通）・・・【電子入札】を使用すること ② 次のいずれかに該当する者・・・【郵送入札】を使用すること ・指名者のうち、「3-1 指名通知の日」においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者 ・NEXCO東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた非指名者のうち、「4-2 競争参加に必要な条件」（1）に示す競争参加資格確認結果通知日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者

	(4) 共通仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【土木工事共通仕様書（令和3年7月）】を使用すること (5) 特記仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service (6) その他契約（発注用）図面等 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service (7) 金抜設計書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service (8) 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式1のとおり (9) 入札書 [電子入札の場合]電子入札システムの様式のとおり [郵送入札の場合]本書の別紙様式9のとおり (10) 単価表 (3) ①に該当する者は入札者に対する指示書【電子入札】指示書様式2、(3) ②に該当する者は入札者に対する指示書【郵送入札】指示書様式3を使用すること 配布期間：拡大型指名競争入札公表の日から令和4年2月14日（月）まで 配布方法：競争参加希望者は、上記（1）から（8）に示す契約図書については、NE XCO東日本のホームページより取得すること。
2－3 契約担当部署	NE XCO東日本 東北支社 八戸管理事務所 総務 （住所）〒039－1114 青森県八戸市北白山台5－5－1 （電話）0178－27－2100 （電子メールアドレス） ki-o-hachinohe@e-nexco.co.jp

3. 指名通知に関する事項【指名者に関する事項】

3－1 指名通知の日	令和4年1月21日
3－2 指名基準	(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号）第6条（入札者に対する指示書「[2]競争参加不適格者について」を参照のこと。以下同じ。）の規定に該当しない者であること。 (2) 指名通知の日において、工事種別「道路付属物工事」にかかるNE XCO東日本の『令和3・4年度競争参加資格』を有していること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NE XCO東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けていること。 (4) 指名通知の日において、NE XCO東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）に基づき、「地域2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。 ※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NE XCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、以後競争に参加することができない。 (5) 青い森鉄道株式会社が認定する「鉄道特異A（土木工事）」有資格者であり、鉄道関連工事（高速道路会社、国、県、市町村発注の近接工事（要注意範囲・要周囲範囲・制限範囲）を含む）の施工実績を元受けとして有していること。なお、経常建設共同企業体にあつては、代表者（会社）が当該資格要件を有していること。 (6) 平成18年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。

	また、NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。 <table border="1"> <tr> <td>同種工事</td><td>防護柵工事（防護柵工・立入防止柵・眩光防止網工・中央分離帯転落防止柵工・落下物防止柵工のいずれか）</td></tr> </table> （７）次に示す本件工事に係る設計業務等の受注者でないこと。 [設計業務等の受注者] ・百石道路 市川橋落下物防止柵取替施工計画検討（受注者：株式会社コサカ技研） （８）次に示す監督を担当する部署の施工管理業務の受注者として、本件工事若しくは本件工事に係る設計業務等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工管理業務の受注者でないこと。 [施工管理業務の受注者] ・保全点検業務等の実施に関する年度協定 （受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北） （９）令和元年度・令和２年度におけるNEXCO東日本の上記（２）に示す工事種別の工事成績評定点合計の平均点が２年連続で６５点未満でないこと。 （１０）指名通知の日において、青森県内に本店・支店又は営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。 （１１）『令和３・４年度競争参加資格』において、下記の希望する工事エリア・工事の内容を登録していること。 <table border="1"> <tr> <td>工事エリア</td><td>東北</td></tr> <tr> <td>工事の内容</td><td>防護さく</td></tr> </table>	同種工事	防護柵工事（防護柵工・立入防止柵・眩光防止網工・中央分離帯転落防止柵工・落下物防止柵工のいずれか）	工事エリア	東北	工事の内容	防護さく
同種工事	防護柵工事（防護柵工・立入防止柵・眩光防止網工・中央分離帯転落防止柵工・落下物防止柵工のいずれか）						
工事エリア	東北						
工事の内容	防護さく						
３－３ 指名通知の方法	「３－２ 指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「３－１ 指名通知の日」においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、電子入札システムにおいて「指名通知書」を発行するため確認すること。 なお、電子入札システムにおいて、当該指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。 「３－２ 指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「３－１ 指名通知の日」においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者に対しては、書面により「指名通知書」を発行するため確認すること。<u>指名通知後に電子入札システムの利用者登録が完了し、その後の手続きを電子入札システムで行うことを希望する場合は、「２－３ 契約担当部署」へその旨を申し出ること。</u>						
３－４ 指名取消し事由	指名者は、次の「指名取消し事由」に該当する場合には、その旨を届け出ること。 [指名取消し事由] （１）「３－２ 指名基準（１）」、「３－２ 指名基準（３）」に掲げる条件を満たさない場合 （２）「５－１」から「５－３」に掲げる条件を満たさない場合						
３－５ 指名者の誓約事項	指名者は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第６条第４項第六号に関し、当該排除要請等の対象法人ではないことを誓約の上で入札に参加すること。						

４．指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項【非指名者に関する事項】

４－１ 非指名者の競争参加資格	非指名者のうち、次の「①、③及び④」又は「②、③及び④」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（４－３ 競争参加に必要な手続き（１）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。 ①審査基準日において、NEXCO東日本の「令和３・４年度競争参加資格」の有資格者のうち３－２ 指名基準の（１）から（３）及び（５）^{（注）}から（９）を満たす者 ②審査基準日において、NEXCO東日本の「令和３・４年度競争参加資格」の無資格者のうち３－２ 指名基準の（１）、（３）及び（５）^{（注）}から（９）を満たす者
-----------------	--

	③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。 ④青森県内に本店・支店又は営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。 〈注〉工事成績評定合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、3-2(5)の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。 イ)NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定合計が65点未満の工事 ロ)上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事
4-2 競争参加に必要な条件	(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること《「4-1 非指名者の競争参加資格」①、②の者ともに必要》 競争参加資格確認結果通知予定：令和4年2月21日（月） (2) 開札時において、工事種別「道路付属物工事」にかかる『令和3・4年度競争参加資格』を有していること《「4-1 非指名者の競争参加資格」②の者のみ必要》
4-3 競争参加に必要な手続	(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出《「4-1 非指名者の競争参加資格」①、②の者ともに必要》 作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり 提出期限：令和4年2月14日（月）16：00まで 提出場所：上記2-3 契約担当部署 提出方法：電子メール又は書留郵便等（書留郵便その他の受領にあたり受領者の署名又は押印が必須の郵便又は信書便をいう。普通郵便、持参による提出は受け付けない。） ※ 書留郵便等の場合は押印を必要とし、提出部数は2部（正1部、写1部）とする。 ※ 電子メールにて送信する場合で、「令和3・4年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」又は「担当者連絡先届[指示書様式]」により契約案件毎に登録したメールアドレスから送信する場合、文書への押印は省略可能とする。ファイル形式は、PDF形式とすること。 ※ 大容量ファイル転送サービスを利用した送信は不可とする。 (2) NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格審査申請書」の作成及び提出【要注意】「4-1 非指名者の競争参加資格」②の者のみ必要】 作成方法：NEXCO東日本ホームページ『令和3・4年度競争参加資格審査のご案内』参照 https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/ 提出期限：下記の提出場所に確認すること。 提出場所：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング17F （電話）03-3506-0214 提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（書留郵便）でのみ受付（提出期限までに必着）[宛名面に「緊急認定」と記載すること。]
4-4 電子入札システムにより入札手続を行うための	競争参加資格があると認めた者のうち、「4-2 競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、以降の手続きを電子入札システム上で行えるよう、競争参加資格確認結果通知（書面による通知）と合わせて、電子入札システムにおいて便宜上「指名通知書」を発行するため確認すること。

便宜的措置	なお、電子入札システムにおいて、当該指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。
-------	---

5. 競争参加資格に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

5-1 設計業務等の受注者等との資本又は人事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本件工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。 ①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者又は下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 ②設計業務等の受注者 ・百石道路 市川橋落下物防止柵取替施工計画検討（受注者：株式会社コサカ技研）
5-2 施工管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件工事若しくは本件工事に係る設計業務等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。 ①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者又は下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 ② 施工管理業務の受注者 ・保全点検業務等の実施に関する年度協定 （受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北）
5-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（以下の基準1及び2に関しては、様式1（競争参加資格確認申請書）の別添資料「競争参加が制限される入札者間の資本関係又は人的関係」も参照のこと）。 なお、当該関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取することは、指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。 1. 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 2. 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

	1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2. 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2. 人的関係の記載中において同じ。）を現に兼ねている場合 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 【役員の定義】 会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。 ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） ④ 組合の理事 ⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者 【管財人の定義】 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人 3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
5-4 競争参加資格に関する留意事項	本件工事の受注者、本件工事の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。 なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。 ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 ② 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

6. 入札・開札に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

6-1 見積活用方式の概要及び留意事項	(1) 見積方式の概要 本件は、入札前に入札者に対しNEXCO東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式(以下「本方式」という。)の対象工事である。 本方式は、NEXCO東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後NEXCO東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか等）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、各入札者がNEXCO東日本に最後に提出した参考見積書又は訂正参考見積書（以下これらを「最終参考見積書」という。）のうちNEXCO東日本が最も適正な価格であると認めた最終参考見積書を活用して契約制限価格を設定するものである。
---------------------	---

る。

(2) 参考見積書の提出

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ① 参考見積書提出期限 令和4年2月14日(月) 16時まで
- ② 参考見積書提出場所 2-3 契約担当部署
- ③ 参考見積書提出方法 書留郵便等(書留郵便その他の受領にあたり受領者の署名又は押印が必須の郵便又は信書便をいう。普通郵便、持参による提出は受け付けない。)
- ④ 提出書類 参考見積書(様式4~5)

(3) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO東日本が行う見積内容の確認の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認する趣旨で行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後令和4年2月24日(木)から令和4年3月10日(木)までの間を予定とし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に電子メールまたは電話にて問合せを行うことを想定している。

(4) 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、上記(3)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- ① 訂正参考見積書提出期限 令和4年3月22日(火) 16時まで
- ② 訂正参考見積書提出場所 (2)に同じ
- ③ 訂正参考見積書提出方法 (2)に同じ
- ④ 提出書類 訂正参考見積書(様式4~5)

なお、上記(3)による問合せが無かった入札者及び上記(3)による問合せがあった者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。

(5) 留意事項

- ① 上記(2)①に示す提出期限までに入札者が参考見積書を提出しなかった場合、又は、(3)の問合せの確認過程において、訂正参考見積書の提出が必要である旨をNEXCO東日本と確認した入札者が(4)に示す期限までに訂正参考見積書を提出しなかった場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者が入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- ② 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時における見積対象項目の総額(以下「入札時総額」という。)は、最終参考見積書の見積対象項目の総額(以下「最終見積総額」という。)を超えない限り変更ができるものとし、入札時総額が最終見積総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。
- ③ 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いはいしない。
- ④ 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者にその異なる理由等について聞取りを行ったうえ、聞取りを行った事由が不適当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格(又は指名)を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。
- ⑤ 本工事を受注した入札者は、契約後、NEXCO東日本の求めに応じ、入札前に提出した最終参考見積書の見積対象項目の額と契約後の実態に基づく見積対象項目の額との比較を行うための「実績価格調査票」(様式7)を提出するものとする。また、NEXCO東日本は、提出された実績価格調査票の記載内容に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞取り調査を行う場合があり、受注者はこれに協力するものとする。

6 - 2 入札・開札執行	(1) 入札時に必要な書類の作成等 入札書類は、次のとおりとする。 1) 入札書 . . . 指示書[12]のとおり 2) 単価表 . . . 指示書[13]のとおり 3) 総合評定値通知書（経審）の写し . . . 指示書[14]のとおり なお、本件入札においては、入札保証（指示書[15]）は不要とする。 (2) 入札書類の提出 提出期限：令和4年4月4日（月）16：00まで 提出場所：上記2-3契約担当部署 提出方法：①NEXCO東日本電子入札システム利用登録済の者…電子入札システム ※入札に必要な書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。 ②NEXCO東日本電子入札システム利用登録未了の者…郵送 ※書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）によるものとし、入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」を参照のこと。 (3) 開札 開札日時：令和4年4月6日（水）13：30 開札場所：NEXCO東日本 東北支社 八戸管理事務所 会議室 ※開札への立会いのない場合の取扱いについて（郵送入札の場合） 開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。 (4) 入札者は、入札書類を当社に発送する前において、いつでも自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができるが、その場合は、辞退書を次の①又は②に示すとおり提出すること。辞退を理由として不利益な取扱いはいしない。 なお、入札書の提出期限日までに入札書・辞退書いずれの提出もない入札者は、入札を辞退したものとみなす。 ①電子入札システムにより入札手続き可能である者 電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出 ②電子入札システムにより入札手続き不可能である者 2-3契約担当部署あて「辞退書（指示書【郵送入札】様式2）」を書留郵便等（書留郵便その他の受領にあたり受領者の署名又は押印が必須の郵便又は信書便をいう。）により提出すること。書留郵送等で「辞退書」を提出する場合は、「辞退書」が封かんされていることが分かるよう、封かんした封筒に『辞退書在中』と明記すること。 (5) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。 (6) 落札者の決定方法 自動落札方式 指示書[21][1]のとおり (7) 単価表の提出及び確認 当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。なお、郵送入札の場合は、以下に示すとおり各媒体毎に1部ずつ提出すること。 【郵送入札の場合】 ①単価表データを保存したCD-R ②単価表データを出力した書面 (8) 低入札価格調査 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 また、本件競争入札においては、数値的判断基準となる価格を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。
----------------------	---

低入札価格調査については、入札者に対する指示書〔25〕を参照すること。

7. その他の事項【指名者・非指名者共通事項】

7-1 質問の受付	(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。 ①受付期間：指名通知又は拡大型指名競争入札の公表の日から令和4年3月18日（金） 16：00まで ②受付場所：上記2-3契約担当部署 ③受付方法：質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便その他の受領にあたり受領者の署名又は押印が必須の郵便又は信書便をいう。）により提出（受付期間内必着）。質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Office Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には、会社名（個人事業主にあつては当該個人名。以下同じ。）及び提出日を記載することとし、書留郵便等による提出の場合は、押印（個人事業主にあつては当該個人の印章）すること。また、質問書面中の質問内容には、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないよう留意すること。 (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。 ①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く） ②回答方法：NEXCO東日本ホームページ「入札公告・契約情報検索」の「本件公告名」の「その他情報」に掲載する https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO東日本ホームページを参照すること。 https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/
7-2 その他	(1) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 契約保証 必要 指示書〔29〕を参照すること。 (3) 契約書の作成 必要 作成方法については落札者と協議する。 指示書〔30〕〔2〕を参照すること。 (4) 入札の無効 指示書〔27〕に該当する入札は無効とする。 (5) 支払条件 ① 前金払 請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」 なお、請負代金額が500万円以上の場合、本契約の相手方は、請負契約書第35条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。 ② 部分払 「有」請負契約書第38条第1項に基づき部分払の請求をすることができる。 (6) 工事請負契約書第26条の適用 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド）及び同条第6項（インフレスライド）について適用する。 (7) 苦情申立て 本入札手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。 (8) 入札の公正性に係る調査の実施 本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。 (9) 契約制限価格の算出に用いる間接工事費の工種 土木工事積算基準における間接工事費の工種：防護柵（修繕）
7-3 間接工事費の変更に	本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に

関する試行	確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。 (1) 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費 (宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る) (2) 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
7-4 三者協議会	本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施する対象工事である。 (1) NEXCO東日本が、本件工事の三者協議会への参加について設計者の同意が得られた場合は、本件工事の落札者である施工者は、NEXCO東日本及び設計者と「三者協議会の開催に関わる協定書」を締結するものとする。 (2) 三者協議会の開催は、次に該当した場合に必要な都度開催する。なお、開催に関わる事務はNEXCO東日本が行うものとする。 イ. 工事着手前に本件工事の設計の理念及び意図を確認する場合 ロ. 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合 ハ. その他、施工改善提案等について、施工者又は設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合 (3) 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO東日本が負担する。
7-5 余裕期間制度	本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。 余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日後
7-6 資料閲覧	(1) 本工事は、指示書[7]②に定める閲覧の方法による資料の提示に代え、NEXCO東日本が認める範囲で本工事に係る設計業務成果品等を格納した DVD-R(以下「貸与用電子媒体」という。)を、本工事の指名者のほか、競争参加資格があるものと見込まれる競争参加希望者（本工事の工事種別にかかる競争参加資格登録のある者又は登録申請中若しくはその準備中の者であって、本工事の競争参加を検討している者）に対し貸与する。 ①貸与用電子媒体に含まれる情報 (ア)百石道路 市川地区詳細測量 (イ)百石道路 市川橋落下物防止柵取替施工計画検討 ②貸与方法等：上記 2-3 契約担当部署に事前電話連絡後、NEXCO 東日本が指定した日時（時間厳守）に同契約担当部署へ貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書（別添 3）の申込書・受領書部分に必要な事項を記載・押印したもの 2 部を持参・提出し、その場で貸与用電子媒体の貸与を受ける。 ③借用申込期限：4-3（1）に定める競争参加資格確認申請書提出期限日の前営業日の 16：00 まで。 ④返却期限 イ 競争参加資格確認申請書を 4-3（1）に定める競争参加資格確認申請書提出期限までに提出しなかった非指名者：同提出期限日から 1 週間以内

	ロ 入札を辞退した指名者又は非指名者：入札を辞退した日から1週間以内 ハ 入札に参加した指名者又は非指名者：入札書提出期限日から1週間以内 ⑤返却方法等：上記2－3契約担当部署宛てに書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）の方法により、②で作成した貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書の返却書部分に必要事項を記載・押印したものの1部とともに返却する。 ⑥その他 イ 貸与用電子媒体を本工事に係る競争参加資格確認申請書、入札書及びこれらに付随する書類作成以外の目的に使用してはならない。 ロ 貸与用電子媒体は通常の用法を持って使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 ハ 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。 ニ 本工事の入札公表に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する発注者への質問等は認めない。 ホ 発注者が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記⑤により速やかに返却しなければならない。
--	---

注）非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示すこととする。